



みんなで支えよう ～介護保険～

第1回 介護保険の利用手順

平成30年4月からの介護保険料改定に向け、今月から6回に分けて制度について説明します

介護保険を利用するには

1 申請

本人または家族などが、市の窓口などで申請書を提出します（居宅介護支援事業所などでも代行申請が可能）。

2 要介護認定

認定調査の後に審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

- ①認定調査 専門調査員が家庭訪問し、本人の心身状態や居住環境などについて聞き取り調査を行います。
- ②主治医の意見書 市の依頼により主治医が意見書を作成します。
- ③審査・判定 専門家で構成される「介護認定審査会」で介護の必要度を総合的に審査・判定します。

3 認定結果の通知

自立（非該当）、要支援1～2、要介護1～5の認定を行い、判定結果は介護保険証に記入して本人に通知（申請から約30日かかります）します。

4 ケアプランの作成・決定、サービスの開始

要介護1～5の方については居宅介護支援事業所のケアマネジャーにケアプランの作成を依頼し、本人や家族と相談のうえ決定し、サービスを開始します。

要支援1または2の方は、地域包括支援センターのケアマネジャーが介護予防ケアプランを作成・決定しサービスを開始します。

○**介護保険制度とは**
介護保険は、高齢による身体機能の衰えや、病気やけがなどによって介護が必要となった方とその家族を、社会全体で支えます。40歳以上のすべての方が被保険者となって介護保険に加入し保険料を納めます。
介護保険被保険者は利用限度額の範囲内であれば、1割または2割負担で各種の介護サービスを受けることができます。

○**利用対象者**（介護保険が利用できるのは、介護が必要となり、要支援・要介護認定を受けた方です）
①第1号被保険者（65歳以上の方）
②第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）のうち、特定16疾病が原因で日常生活に介護が必要となり、認定を受けた方。
○**介護保険の保険証について**
・第1号被保険者…65歳の誕生月の前月末ごろに市から送付します。

・第2号被保険者…要支援・要介護認定を受けた時に交付します。
※保険料は確定申告の際に社会保険料控除の対象となります。年金天引分の保険料は、年金の源泉徴収票に記入されています。

